

規制に係る事前評価書

| | |
|--------------------------|--|
| 法令の名称 | 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案 |
| 政策の名称 | 有害物質使用特定施設等に係る構造等の基準遵守義務の創設 |
| 担当部局・評価者 | 環境省 水・大気環境局 土壌環境課 地下水・地盤環境室長 宇仁菅 伸介 電話番号:03-5521-8309 |
| 評価実施時期 | 平成23年3月3日（分析対象期間:平成22年11月～平成23年2月） |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | |
| 目的 | 地下水汚染の未然防止を図るため、構造等の基準を遵守する。 |
| 内容 | 有害物質使用特定施設であって特定地下浸透水を浸透させるもの以外のもの及び有害物質貯蔵指定施設は、地下水汚染を防止するための構造等に関する基準を遵守しなければならないこととする。 |
| 関連条項 | 水質汚濁防止法第8条第2項、第13条の3及び第14条第5項 |
| 必要性 | 有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設が原因と推定される地下水汚染事例が毎年継続的に確認されており、その発生を未然に防止するため、それら施設の構造(床面)等の基準を設け、遵守を義務付けることが必要である。 |
| 費用 | |
| 遵守費用 | 基準を遵守するため、構造等を変更するための費用が発生する |
| 行政費用 | 新たな負担は発生しない |
| その他の費用 | 新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。 |
| 便益 | 有害物質使用特定施設等に構造との基準を遵守させることにより、有害物質の漏えい・浸透事例が減ると考えられ、そのことにより、地下水汚染の発生を未然に防止することができる。 (なお、従来課していた地下浸透規制と目的は同一であり、措置も大きく変わるものではないと認識。) |

| | | |
|----------|--|---|
| 想定される代替案 | | |
| 代替案① | 地下水汚染を防止する構造等に関する指針を設け、行政指導によりその遵守を図る。 | |
| | 費用 | |
| | 遵守費用 | 指針を遵守する場合、構造等を変更するための費用が発生する |
| | 行政費用 | 行政指導等働きかけに要する費用が発生する |
| | その他の費用 | 新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。 |
| | 便益 | 代替案のみでは、指針の遵守が任意であることから、有害物質貯蔵指定施設等における確実な遵守を担保することはできない。 |

| | |
|--|--|
| 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等) | |
| 費用:事業者については、現状に比べ改正案、代替案とも構造等を変更するための費用が発生する。 行政費用については、現状に比べ代替案の場合、行政指導に要する費用が発生する。 | |
| 便益:改正案は、現状、代替案に比べ、遵守義務の履行が担保されるため、また、別に述べる改善命令等の基準を遵守させる措置により、地下水汚染による人の健康又は生活環境に係る被害の発生を未然に防止することができるようになる。 | |
| 発生する費用負担と得られる便益を比較すると、地下水汚染の未然防止が図られ、地下水汚染による経済的損失が回避されると考えられることから、当該規制は有効である。 | |

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会において、産業界の方にも委員として参加いただき、下記のとおり答申を頂いた。

「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について(答申)」(平成23年2月中央環境審議会答申)(抄)

(2)地下水汚染の効果的な未然防止のための措置 ①施設設置場所等の構造に関する措置

ア)有害物質を取り扱う施設の設備本体に付帯する配管等における漏洩防止

有害物質を取り扱う施設の生産設備や貯蔵設備の本体に付帯する配管部の継ぎ目や配管の腐食部から漏洩し、地下へ浸透して地下水汚染に至った事例が認められる。このことから、有害物質を取り扱う施設の設備本体に付帯する配管等は、例えば目視で確認できるよう床面から離して設置するか、漏洩を検知する設備を設ける等、漏洩があった場合に漏洩を確認できる構造とすることが必要である。(中略)

イ)有害物質を取り扱う施設設置場所の床面、周囲等における地下浸透防止

有害物質を取り扱う生産設備や貯蔵設備の本体に付帯する配管等から有害物質が漏洩、流出し、床面の亀裂等から地下へ浸透し地下水汚染に至った事例が認められる。このことから、施設等から漏洩があった場合でも、直ちに地下に浸透しないよう、有害物質を取り扱う施設設置場所の床面は、例えばコンクリート製で表面を耐性のある材料で被覆する等、有害物質の地下浸透を防止できる材質及び構造とすることが必要である。(中略)

(4)その他

(2)の措置の対象となる施設については、都道府県知事等への届出義務を課すことにより、実態を把握できるようにすることが必要である。あわせて、施設設置場所等の構造、点検・管理の方法等について、一定の基準に適合するよう設置・維持することを義務づけた上で、都道府県等による立入検査や、基準に適合していない施設に対する改善命令ができるよう措置することが必要である。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考